

令和3年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和3年8月30日(月)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 2号 | 令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等報告について |
| 第 5 | 承認第10号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について |
| 第 6 | 承認第11号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について |
| 第 7 | 承認第12号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について |
| 第 8 | 承認第14号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について |
| 第 9 | 承認第13号 | 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認について |
| 第10 | 議案第66号 | 令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定に
ついて |
| 第11 | 議案第67号 | 令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決
算認定について |
| 第12 | 議案第68号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第13 | 議案第69号 | 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に
ついて |
| 第14 | 議案第70号 | 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい
て |
| 第15 | 議案第71号 | 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算
について |

- 第16 議案第72号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
第17 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
第18 諮問第4号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
第19 請願第1号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書
第20 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
第21 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
2番 上田誠君
3番 中村勘太郎君
4番 金元直栄君
5番 滝波登喜男君
6番 齋藤則男君
7番 江守勲君
8番 伊藤博夫君
9番 長岡千恵子君
10番 川崎直文君
11番 酒井和美君
12番 酒井秀和君
13番 朝井征一郎君
14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
副町長 山口真君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	坪 田 満 君
総 務 課 長	平 林 竜 一 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
財 政 課 長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課 長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月4日、町長より令和3年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、議場への入場にはマスク着用など、新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染状況に伴い、行政及び教育委員会機能の継続性を確保させるため、町長と副町長及び教育長と学校教育課長については、いずれかが出席することといたしました。

また、議場の換気を増やすため、休憩回数の増加などの新型コロナ対策を強化したいと存じます。

万が一に備えて、危機管理上必要な措置を取り、対処したいと存じますのでご了承のほどお願いします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、酒井和美君、12番、酒井秀和君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、8月30日から9月17日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、8月30日から9月17日までの19日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策に、最前線で対応に当たっていただいております医療従事者の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスに罹患され亡くなられた方々に対しまして、ご冥福をお祈りしますとともに、治療を受けられている方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

それでは、本日ここに令和3年第5回永平寺町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から町政推進のため、格段のご尽力とご協力を賜り、重ねて厚く感謝申し上げます。

開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等の概要につきましてご説明を申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策に対する本町の取組状況について申し上げます。

感染防止の切り札とされるワクチン接種につきましては、既に12歳以上の接種対象者全員に接種券を送付しております。福井市医師会、福井大学医学部附属病院と連携し、ご協力をいただきながら、個別及び集団接種会場にて希望される

全ての方に一日も早くワクチン接種が完了するよう、取組を進めているところであります。

このような中、8月29日時点での65歳以上の高齢者の接種につきましては、1回目5,427人、2回目5,269人が完了し、その接種率は対象者の約90%に達している状況です。また、64歳以下の接種につきましては、1回目6,683人、2回目3,444人が完了し、接種率は61%となっております。

今後も、希望される全ての方がスムーズに接種が受けられるよう、医療関係者をはじめ、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、子どもたちへの現場における感染防止対策について申し上げます。

教職員や保育士、児童クラブ支援員、給食調理員のワクチン接種につきましては、希望者の2回目の接種がほぼ完了しております。

第5波では、感染力が強いデルタ株による校内クラスターが懸念され、1か月前よりも子どもたちへの感染が5.5倍という数字も出ております。

学校現場は感染防止に対応しているところですが、本町では、安心安全な学校、子どもたちが元気に通える学校を最優先に考えて、簡易ベッドなどを備えた待機部屋の整備や早期の唾液抗原検査キットの配備、タブレットを活用したオンライン授業の実施など感染防止対策に取り組んでいるところです。

今日から2学期がスタートし、早朝より元気な児童生徒の姿に触れることができました。本町の未来を担う子どもたちの命と健康を守り、安心安全な学校生活環境の確保に向けた取組の実践など、より一層その思いを強くしたところであります。

放課後児童クラブについて申し上げます。

これまで、志比南放課後児童クラブで使用していた農家高齢者創作館については、老朽化による劣化が著しく、耐震性がない状態となっていることから、子どもたちの安全確保のため、志比南小学校のランチルームを改修、移転を行い、10月4日からの運営を予定しております。引き続き、安全な遊び場と生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成に努めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

8月11日から停滞する前線の影響で、西日本を中心に記録的な大雨となりました。この大雨による町内での人的及び物的被害はありませんでしたが、浸水想定地域12か所に土のう設置や建設業会との緊急対応時の連絡体制の確認など、事前準備をするとともに、状況を見ながら道路や河川のパトロールを実施してお

ります。

また、新型コロナワクチンの集団接種業務を休止することなく、避難所開設の準備を行い、14日の早朝には災害対策本部の決定により、自主避難所8か所を開設いたしました。特に、避難所運営では、地区区長さんや自主防災組織、民生児童委員の方々のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

その後、午後には雨も落ち着いてきたため、午後6時に自主避難所を3か所に集約し、翌15日の午前6時には避難所全てを閉鎖し、順次、災害対策本部を解散したところであります。

今後も空振りを恐れることなく、早め早めの対応に心がけ、住民の皆様の生命と財産を守るため、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

これからも台風や前線の影響で大雨、洪水、暴風による自然災害が発生しやすい季節となりますが、地域防災意識の向上と避難体制の強化を目的に、今月8日に松岡御陵自主防災連絡協議会による日本商運株式会社の物流センターを活用した避難訓練が行われました。

この訓練は、松岡御陵自主防災連絡協議会と日本商運株式会社様が災害時における協力に関する協定の締結による民間施設を活用した本町では初めての自主防災の訓練となりました。住民の皆様や関係者が室内テント設営など避難所運営体験を通して災害時の連携、体制強化を図ったところであります。

そのほか栴山建設株式会社様やカワイローラ株式会社様と周辺地区が避難場所確保に関する協定を締結したことで浸水被害時に一時的な避難が可能となり、安全・安心をより一層強化することができました。

また、8月25日にはNPO法人はあもにい永平寺様と災害時における福祉避難所の指定に関する協定を締結させていただきました。町内で民間の施設を福祉避難所に指定するのは今回が初めてとなります。

この協定は、昨年度から福井大学医学部看護学科の酒井明子教授らと協働で取り組んできました新しい避難方法の検討会において、課題等を協議し、福祉避難所の追加や各避難所設備の充実についてご提案をいただく中で、検討会にご参加いただき、地域のために積極的に取り組みたいとの思いから実現したものです。

現在進めている個別避難計画の作成においては、はあもにい永平寺様の施設を避難所に指定することで介護支援活動を円滑に実施することができるとともに、障がい者の方の精神的な安心を確保することができました。今後も関係者との協

議を通じて福祉避難所の充実に努めてまいります。

一方で、町内の幼稚園・幼稚園におきましては、児童の安心・安全対策として随時避難訓練を実施しておりますが、先月28日には松岡東幼稚園の園児を対象に風水害を想定した避難訓練を行いました。

当日は、災害時協力協定を締結している福祉施設株式会社ケアふくい様の施設に新型コロナ感染防止対策を行いながら、園児たちが歩いて避難し、避難開始からの一連の動作を確認することができました。今回の訓練を検証し、今後とも関係者のご理解、ご支援をいただきながら、安全・安心な環境づくりに取り組んでまいります。

災害時は、早め早めの行動と指定された場所へ安全に移動することが基本となります。町民の皆様には早めの避難などの防災行動を取ることができるよう、災害に対する備えとして平時から洪水や土砂災害ハザードマップで危険箇所や避難経路の確認と、行政からだけではなく、テレビやネット等の様々な防災情報を有効に活用していただき、自らの命を守っていただくことをお願い申し上げます。

次に、地域交通Ma a Sの取組について申し上げます。

近助タクシーにつきましては、本格運行から11か月が経過しますが、1日平均乗車数が約18人で、地域ドライバーの皆さんのご協力をいただきながら地域相互扶助の大きな成果を上げているところです。

このような近助タクシー、自動運転等の成果が認められ、永平寺町地域公共交通会議が地域公共交通優良団体として全国の6団体の一つとして国土交通大臣表彰を受けました。改めて、地域公共交通会議、永平寺町Ma a S会議、近助タクシー関係者の皆様のご理解とご尽力に心から厚く御礼を申し上げます。

現在では、吉野、志比南地区から近助タクシー導入に向けたご相談をいただいております。地域の人口や年齢層、地理的条件などの特性を把握しながら、地域の皆様にとってどのような仕組みが最適かなど、永平寺町Ma a S会議などを通して関係機関や団体、地域の皆様と検討してまいります。

次に、四季の森複合施設について申し上げます。

7月29日、整備を進めてまいりました多業種交流施設E-R I S E四季の森をオープンいたしました。平成8年以来、四季の森文化館は図書館や資料館として活用をしてまいりましたが、この度、コワーキングスペース、サテライトオフィスやテレワークブース、キッチンスペースを設け、様々な用途にお使いいただける複合施設としてリニューアルをしております。

オープン当日には、永平寺町観光物産協会が主催で永平寺町商工会、J A福井県永平寺支店、九頭竜川中部漁業協同組合などの町内産業団体と日本能率協会マネジメントセンターとのワーケーション誘致に向けたキックオフミーティングが行われ、E-R I S E四季の森の活用についても積極的な提案をいただくことができました。

オープン以来、永平寺町避難行動要支援者協議会や永平寺町地域公共交通会議、福井県と永平寺町商工会青年部との意見交換、ふるさと納税事業者説明会など様々なご活用をいただいているほか、町民の皆様、福井大学医学部の皆様にも連日のようにご利用いただいております、1か月の利用者数は534人となっております。

今後も文化交流活動やヨガ講座といったマインドフルネスについてのご提案もいただいております、160畳の広さを誇る旧傘松閣と併せて、ワーケーション、テレワークといった町外利用はもちろん、町民の皆様にも会議、講習会、セミナーなど幅広くご利用いただけるよう運営してまいります。

次に、情報発信について申し上げます。

平成27年に永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、移住定住促進に関する様々な取組みにより、令和2年度には永平寺町への転入超過を達成することができました。この流れをさらに推進するために、移住定住に関する情報発信のさらなる強化を図ります。

県内でも最大発行部数を誇る月刊誌『f u』を活用し、福井県移住サポーターと協働で永平寺町に移住された方のインタビューや子育て支援制度の充実、町立診療所などの医療体制や福祉の取組、インターネットサービスの向上による社会インフラの充実などについて毎月紙面で紹介し、「子育てしやすいまち、住み続けたいまち 永平寺町」の魅力を積極的に発信しながら、町内外への情報発信、転入増加につなげてまいります。

次に、文化振興と交流促進について申し上げます。

永平寺町文化祭につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、実行委員会で協議された結果、今年度も中止することが決定されました。しかしながら、このような状況ではありますが、町内で活動する文化系サークル等の発表の場として3地区の公民館単位による文化発表会を開催することとしております。

各公民館においての作品展示のほか、舞台演技の様子はえい坊チャンネル等で

放映するなど、コロナ禍での新たな文化芸術活動の形として、また町民の皆様の文化活動の継続に向けた意欲向上につながるものと期待しております。

また、世界的にも有名な写真家であるエバレット・ケネディ・ブラウン氏の活動が町内全域で進んでおります。松岡十二曲がり周辺の若者の皆さんとの意見交換会、町内公衆浴場、酒蔵や歴史的施設での写真撮影、町民の皆様との交流も意欲的に行われております。このような活動に対し、8月3日には内閣府の関係人口創出・拡大のための対流促進事業に実行委員会が採択されました。新型コロナウイルスの状況を見ながらになりますが、今後、エバレット氏をはじめとした著名芸術家によるワークショップが町内各地で開催されるほか、四季の森 複合施設旧傘松閣での作品展示会「たたみミュージアム」の開催を企画しているところです。

さらに、大学があるまちとしての特徴を生かした学生との交流など新たな人と人とのつながりに発展することを期待しているところです。

第34回永平寺大燈籠ながしについてであります。昨年同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、万全の対策を取り、規模を縮小して開催いたしました。

今年は、地元永平寺町出身で、世界でも活躍する太鼓リスト「TAKUYA」さんが遠くドイツの地からふるさと永平寺町を思い、新型コロナウイルスを吹き飛ばすほどの迫力ある動画での演奏をはじめ、全国各地より届いた短冊約5,200枚を燈籠舟に乗せて流す模様をライブ映像でご覧いただきました。

関係者らが静かに見守りながら、新型コロナウイルスの収束を願うとともに、来年につながることができたことを大変うれしく思います。改めてご尽力をいただきました実行委員会の皆様、曹洞宗大本山永平寺様、関係者、全ての皆様に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

次に、マイナンバーカードの取得促進について申し上げます。

マイナンバーカードの普及率向上に向けて県内各自治体が取組を強化しているところですが、永平寺町では休日受付窓口の設置やスタンプラリー事業でカード交付者に対しスタンプ押印のキャンペーンを実施しております。その結果、直近の申請数としては8月15日時点で8,525人、率にして46.23%で、交付は7,306人、39.62%となっております。

政府は、行政デジタル化の推進に向け、2022年度までにほとんどの国民がカードを取得することを目標に掲げていることから、8月からカード申請の出張サービスを開始しております。

児童クラブへの出張では3か所で44人、高齢者世帯や体の不自由な方への自宅出張サービスでは5人の方の申請を受け付けているところです。今後とも、マイナンバーカードの取得促進に際し、優しい行政サービスの提供に心がけてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、実質公債費比率など5つの指標を公表するものであり、本町の指標は、国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。今後も行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、衆議院議員選挙等に係る経費や新型コロナワクチンの早期接種に向けた取組、また四季の森複合施設に係る経費を7月1日及び7月21日に専決処分させていただいたものです。

また、コロナ禍の中、町民の皆様の生活支援と商業振興のための予算として、8月10日に専決処分させていただいたものです。

さらに、学校や幼稚園等の集団感染防止を目的に早期に唾液抗原検査キットを配備するための予算として8月23日に専決処分をさせていただきました。

次に、令和2年度の決算認定は、一般会計、特別会計、上水道事業会計の各会計の決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会の認定をお願いするものです。

一般会計の決算につきましては、歳入総額115億8,289万6,000円、歳出総額112億3,983万2,000円となり、令和3年度への繰越財源4337万円余りを控除した実質収支は2億9969万4,000円の黒字決算となりました。

特別会計、上水道事業会計の各会計の決算におきましても早期健全化の基準を下回っており、良好な状況であると考えております。

次に、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについてご説明いたします。

本庁施設関連では、バリアフリー化に向けた整備費及び新型コロナウイルス感染予防を啓発するための費用、幼稚園関連としまして松岡東幼稚園の擁壁補強工事費、商工振興関連では新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業

者への支援費、また本年1月の大雪を教訓とした除雪体制強化に向けた費用、そして新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民の皆様への生活支援として、上水道基本料金の減免に要する費用への負担金の計上など、補正予算の総額は1億1,691万2,000円となった次第でございます。

これら歳出となります財源として、歳入では国県支出金や前年度繰越金等により措置をしております。

令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、医療保険料減免に伴う還付金の予算を計上しております。

令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算、令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、本町の下水道台帳を五領川公共下水道組合の台帳更新に併せて整備するための予算を計上しております。

令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、一般会計補正予算においてご説明させていただきました上水道基本料金の減免に関する予算の組替えを計上しております。

最後に、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認及び永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と案件の概要を申し上げますが、今後ともさらなる町政発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいります。

議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） 本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますのでご確認ください。

なお、出席議員数の報告がまだでございますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名全員で、定足数に達しております。

～日程第4 報告第2号 令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、報告第2号、令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略し、

報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）ただいま上程をいただきました令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率をはじめとする5つの指標を公表するものであり、令和2年度決算における本町の状況は、健全な団体として、いずれも国が定める基準以内となっております。

以上、報告させていただきます。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、ただいま上程いただきました報告第2号、令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について、補足の説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をお願いいたします。

令和2年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等につきましては、財政健全化法に規定された基準比率に応じ、5つの指標を用いて表されるものであります。

本町の指標は、本年も国が定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標の状況についてご報告申し上げます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、企業会計、いずれも黒字となっており、問題はないと判断しております。

次に、実質公債費比率につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年の平均で表されるもので、令和2年度の実質公債費比率は7.7%となり、昨年の7.5%と比較しますと0.2ポイント上昇いたしました。これは据置期間が終了した公共事業等の起債償還が始まったことが影響しているものでございます。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金、いわゆる地方債、また将来支払っていく可能性がある負担等で、令和2年度の将来負担比

率は1.4%となり、昨年の9.1%と比較いたしますと7.7ポイント下がっているという状況でございます。これは起債の残高が減ってきているというふうな状況にあることが要因となっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計におきまして黒字となっており、問題はないと判断しております。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、今年8月5日に実施されました令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見につきまして、監査委員より提出いただいたものでございます。

以上、令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） それでは、質問させていただきます。

実質公債費比率、そして将来負担比率、平成30年度、令和元年度、2年度の数値が出ているわけですが、それぞれ構成比率は前年度より少しプラスですけれども、将来負担比率は極端に下がっているという状況であります。

この結果についてであります。まずここまで下がった今までの努力というのはどういう成果によってこういう結果になったのかという努力の成果がありましたら教えていただきたいなと思っておりますのが1点。

2つ目は、将来比率が非常に少なくなっております。このことが現状どういうことを示しているのかということと、あと、今後、例えばコロナでいろいろな施策をしております。当然、国の負担もあるわけですが、今後、将来的にどうなっていくのかということが、もしも今のコロナで変化するようなことがあると考えられるのかどうかということです。

あと、いろいろな事業やっておりますが、将来負担比率、1.4から今後大きく伸びるという傾向はあるのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ご質問いただきました実質公債費比率、それと将来負担比率の話でございます。

まず、どういった努力かというところでございますけれども、やはり大きい

は起債の発行額を償還額より抑えると。例えば10億円起債を発行するのであれば、償還額を決して超えないという形にすれば徐々に公債費の比率は下がっていくといったことで、ここ最近におきましては合併当時からいきますと合併当時のほうが実は実質公債費比率が19%ございました。これはある年におきましてだんだんだんだん下がってきてございます。やはりこれはこうしたなるべく起債の借換えであったり、いろんなこうした努力が実を結んで今7.7%といった比率になっているのかなというふうに思っております。

将来負担比率でございますけれども、これもやはり同じく起債の償還がだんだんだんだん減ってきていると言っているところでございます。現状のことを言いますと、将来負担比率につきましても、以前はかなり高い数字がございました。極端な数字かもしれませんが、平成22年度におきましてはこの比率が88%といったかなり大きい数字でございました。

今現在、実は起債の借入額が大分減ってきております。今年、先ほど言いました0.2ポイント上がったというのは、平成27、28、29ぐらいから大型公共事業をやった結果として、その償還が始まったと。今若干伸びているのが消防庁舎であったり、あと門前の開発であったり、こうしたところの起債が今償還が始まったというところでございます。

ただ、現状といたしますと、今、起債の発行そのものは多くございません。以前ですとかなりの額の起債の発行をしていた年もございます。今現在はさほど大きくございません。

ただ、今後のことでございますけれども、今、平成22、23年ぐらいに公共施設、いわゆる学校関係の耐震化等もやりました。ただ、今後出てまいりますのはいろんな公共施設がだんだん老朽してくると。特に昭和40年代後半から50年代にかけての建物が地区50年を迎えるといったことで、そうした施設の再編と申しますか、改修等が今後出てまいるのであろうといったものでございます。ただ、現状としまして新規の大型事業というのは特段はないんですけれども、今後出てくるのはそうした改修関係がかなり出てくるのではないかとといったことで、また起債の発行も必要になってくるであろうと。

そのために、今現在はやはり若干基金を蓄えるような形をしていきながら、将来に向けてその基金を使って整備していくといったことも必要かなと思っております。

いずれにいたしましても、皆様ご承知かと思っておりますけれども、2025年問題、

また2040年問題といった社会保障費がだんだん増えていくといったケースが今後見受けられます。こうしたときのためにも、今、やはり今後少しでも財政の健全化を図って行って、本当に少しでも将来に負担を残さない形のことをやる必要があるかなと思っているところでございます。

現状としては、今そういう状況でございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまで職員、いろいろなコストとか、いろいろなところでいろいろな観点で仕事に当たってできる、そういった意識改革が生まれてきた一つの結果かなとも思っております。

そういった中で、やはり財政を進めていく中では、国、また民間、いろいろな力をあれしながらかやっていく、こういったことも念頭に置きながら進めてきております。

ただ、今ほど財政課長からありました、どうしてもいろんな公共施設の老朽化、こういったものは進んでいきます。そういったことに向けてこれからは基金または民間の活用、またいろいろな取組、また町が開かれた町になっていったり、そういった取組の中で財政にどう反映させるかというのはしっかり進めていかなければいけないなと思っております。

一つの結果が出てきているのだと思います。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと具体的に将来のことですけれども、今の公共施設、確かに合併したということですから多くの公共施設、そしてちょうど築後に改修とかっていうふうな形になるわけですけれども、具体的な数値として、多分ここからここぐらい%の範囲で収まるようにするとかというような方向性というのはあるんですか。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今、財政課といたしまして、町内の中で今後の10年間どれぐらいの施設改修が必要かといったことを各課とも今話をしているところでございます。

こうした中で、特に例えばありますのが、いわゆる公営住宅なんかもう築30年近くたってくるということで、こうした施設改修も必要になってくる。あと、やはりちょっと、これなかなか難しい部分があるんですけれども、昭和の大合併と平成の大合併の大きな違いは、昭和の大合併のときにはインフラ整備はあんま

りされていなかった。ただ、平成の大合併のときには大体どこの市町もインフラを整備されております。永平寺町なんかも極端な話かもしれませんが、いろんな例えば体育施設であったり、文化施設であったり、それが旧の町村単位で建てられていた。

これ、再編と言ってもなかなかどれを潰す、どれを残すというのがなかなか難しいのと、やはりその地域に根づいている部分がございます。今、なかなかそうしたものをいきなり再編と言っても難しい部分はございます。

ただ、必要最低限、やはり改修しなきゃいけないものについては、今後、やはり何億円単位という金額がかかってまいります。今、その数字だけでいけば、将来負担比率はそこまで大きくならないであろう。何か大型の事業をやらない限りはそこまでいかないとは思ってございます。ただ、この後にもやはり、インフラ整備されたやつが老朽化されてくるというのは、今後将来出てまいりますので、差し当たりの10年間、またその後の10年間といったものはやはりそうしたいろんな補修であるとか改修であるとかいったことで費用は発生してまいりますけれども、今それだけでいった場合に、そこまで大きい負担とまではいかないだろうというのが現状の状況でございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町の財政健全化判断比率ということで、私たちよく見るのは、やっぱり実質公債費比率ですね。合併当時はかなり高かった。それがこういうふうになってきているということです。さらに、将来負担比率も本町の場合は極端に低いということで、私は財政的には非常に健全というんか、基金も総額でかなりの額を持っていますので、金余り現象があるのではないかというようなことを質問してきたこともあるつもりです。

そういうところで、これまで例えば国の緊急経済対策としての補助金を受けたりしても、それを使い切ることなく基金に積んできたという経過もありました。こういう数字はまた別の判断で町の財政状況を見るということで非常に大事なことだと思うんですが。

例えば先ほど将来不安はどこかということで、これまで町長は繰り返し、うちの財政状況、例えば保育園のいろんな問題や何かあっても、金があるから新しい園造れるでないかと言ったら、いや、将来は不安やと。合併算定で交付税が下がっていくと今後財政的に本当にきゅうきゅうしてくる可能性があるんだということを盛んに町長は不安だということを口にされていたこともあったと思うんで

す。

公共施設の老朽化への対応、インフラ整備ということで、そういうことで今後、大きなお金がかかってくることは本当に大事だと思うんです。全体、これを見てみると、例えば地域の経済対策ということではこれまで建設事業中心ではなかったかなって思うんですけれどもね。

今見てると、実質、福祉何十年問題とかいうことで出てきますけど、やっぱり福祉への投資というのは町民への大きな経済対策になっているという実態もあるんじゃないかと。そういうことも含めて、本当は中をじっくり見えるようにしていってもらいたいのかなと思います。

数字はこういうことで非常に健全な状況を示しているって言うんですけど、町長も繰り返しこれまでと同じようにやっぱり将来、合併算定が完全に実施されれば不安だということと言われてきたんですけれども、そのまんま継続して捉えていいですかね。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、合併算定外が、合併をして10年からずっと減っている。これは国が発表していた中で町としてはしっかりそれに備えた対応をしておかなければいけないということで、順次、行財政改革を進めてきました。ただ、合併特例債のそういったものとか、今、当初目的というのは想定していたよりも国税の減り幅が少ないということで、その当時はしっかり対策をしておりましたが、少し今安心もしているところです。

ただ、金元議員おっしゃられたとおり、福祉の面であったり、少子・高齢化、社会保障、そういった面で住民の皆さんが不安になっている、こういったこともいろいろなマスコミの中でも伝わっていると思います。

また、いつ起きるか分からない災害、こういった中で不安がないとはやはり言えない、そう思います。ただ、今、こういった予算につきましては貯金をするありきのために組んでいるのではなしに、やはり住民の皆さんにより効率的に還元する、こういったことも念頭に住民サービスの向上、こういったことはやはりしっかり念頭に考えておりますので、これからもしっかりと進めていきたいと思えます。

それと、今、大型の建設事業につきましては、例えば先ほどありました門前の開発、いろいろありましたが、新幹線開業に向けて早め早めの投資をしていったことによって今いろいろなまた民間の投資も生まれてきておりますし、いろいろ

そういった財政面、また町の収入を上げる、そういった投資面、こういったことも引き続きしっかりと対応をしていきたいなと思いますが、やはり安定した財政というのは住民の皆様にも安心をしていただける、そういった一つの指標にもなると思いますので、引き続きしっかりと対応をしていきたいと思います。

これからやはりもう一つは、先ほどありましたいろいろな公共施設の老朽化、インフラ、下水、水道についても見えない部分での老朽化というのもあります。こういったこともしっかり計画的に進めていきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 合併当時は本当に悪くて、会計上は別会計のところちょっと粉飾まがいのこともあったこともありましたが、実質公債費比率を引き下げる見せかけのやり方もやったことがありましたけれども、ただ、当時心配だったのは、合併当時、合併しなければ自治体は潰れるよ。小さい自治体潰れるよという脅しがあったんですね。それで、合併を急いだ経過がありました。ただ、合併してみたのいろんな評価もあると思うんですが、本当に地域経済がどうなっているかも含めて、やっぱり町の健全化のこういう状況だけではなしに、やっぱり見て行ってほしいなと思うのは私があります。

さらに、合併当時大きな課題になったのは、当時からもう学校の統廃合の話は出ていました。町長も当時、町会議員になられていて、学校の統廃合はないやろうという話を盛んに言われていたのを私も覚えています。

ただ、当時心配されたのは、当時の学校の統廃合の話は、いわゆるその前にやるべきことがあったろうと。大人の施設、それぞれの自治体でつくってきたことをきちっと見ていく必要がある。

合併しても随分この問題には取り組まれなかったと思うんです。ただ、今の町長になって、そういう計画にも取り組まれてきたのは、将来のことを考えてのこともあったと思います。

ただ、大人の施設をきちっと整備していくというのはやっぱり遅れぎみで、今になってみると、子どもの施設などにいわゆる先に手つけてしまっているというのは見える。それをこういう本町の財政の状況の中でどう下ろしていくかということは非常に大事なんではないかなと思うので、僕はこういう数字を示すときにはぜひやっぱり形に示されたものだけではなくに、町の将来も含めて、こうしていくから大変なことも出てくるよというのを具体的に書き込んであるともう少し見

やすいのかなって思います。そのことだけ言っておきます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） こういうことを言うとあれなんですけれども、合併当時と、極端な話、平成31年で比較した場合に、歳入総額というのはほぼ変わりません。89億。どちらも89億の歳入総額。ただしがあって、歳出の中身が大きく変わってきていると。先ほど金元議員おっしゃった、例えば社会保障、扶助費関係ですね。合併当時ですと平成18年、扶助費は約5億円、平成31年度決算で約9億円、単純に4億何千万増えている。

今度、じゃ人件費はどうなっているか。人件費は2億円減っている。職員数も減っている。ですから、同じ決算状況であっても中身は大分変わってきている。ですから、年度年度によっていろいろ変わってくるわけなんですけれども、同じことが例えば合併当時、公債費どんだけ払ってたと言え、12億その当時払ってた。じゃ、今どんだけ払っているかといえ、8億6,000万。ですから、歳出の中身は変わってきてる。やはりこれから大切なのは、歳出がどう変わっていくか、何に必要なお金を投じなきゃいけないか。こうしたものはやはりある程度計画的に財政の中身を見ながらやっていかなきゃいけない。

今議員がおっしゃったように、学校の統廃合というものがどうなるか、今後まだ分かりませんが、やはりこれから時代が変わっていくにつれて歳出の中身も変わってくる。これを捉えながら、いろいろやはりうまくやりくりしていく必要があるというふうには考えるところです。

ですから、当然、今後の5年、10年どう歳出を構成していくかというのは、やはり役場内部の中でもいろいろ各課協議しながら進めていきたいというふうになっているところがございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ではないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和2年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

50分以上たちましたので、休憩を取りたいと思います。

暫時休憩します。

（午前10時53分 休憩）

(午前 11 時 05 分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 5 承認第 10 号 令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

～日程第 6 承認第 11 号 令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

～日程第 7 承認第 12 号 令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

～日程第 8 承認第 14 号 令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（奥野正司君） これより承認第 10 号から第 12 号まで及び承認第 14 号の 4 件について、1 件ごとに審議を行います。

承認第 10 号、令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第 10 号から承認第 12 号まで及び承認第 14 号、令和 3 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第 10 号につきましては、令和 3 年 7 月 1 日付にて専決処分させていただいた予算でございます。

歳出といたしまして、この秋に予定されている衆議院選挙及び最高裁国民審査の選挙事務に係る費用、四季の森複合施設の急遽一部中止となった工事への補償金、また新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種体制確保と早期接種推進に係る費用として総額 1,401 万 4,000 円の専決をお願いするものでございます。

歳入としましては国、県支出金及び繰越金でございます。

次に、承認第 11 号につきましては、7 月 21 日付にて専決処分させていただいた予算でございます。

四季の森複合施設において、一部浸水により、その復旧作業が急遽必要となったことから、110 万 6,000 円の専決をお願いするものでございます。

次に、承認第 12 号につきましては、8 月 10 日付にて専決処分させていただいた予算でございます。

町内の商工振興と町民の方の生活支援として、本年春に引き続き、永平寺町みんなのスタンプラリー事業に取り組む費用及び町内の商工業者の方の経営の維持、改善に向けた取組を支援する永平寺町経営環境改善支援補助事業に係る費用の総額3,918万円の専決をお願いするものでございます。

次に、承認第14号につきましては、8月23日付にて専決処分させていただいた予算でございます。

緊急事態宣言が続く中、2学期が始まることを踏まえ、感染予防の強化を図るため、小中学校や幼稚園、児童クラブなどにコロナウイルス抗原検査キットの配備に係る費用として39万6,000円の専決をお願いするものでございます。

以上、承認第10号から承認第12号まで及び承認第14号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、承認第10号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第12号及び14号、令和3年度永平寺町一般補正予算の専決処分の承認についてまでの4件を一括して説明をさせていただきます。

まず、承認第10号は、令和3年7月1日付、11号は7月21日付、12号は8月10日付、14号は8月23日付にて専決させていただきましたので、よろしくお願いたします。

まず、承認第10号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額1,401万4,000円を追加し、補正後予算総額を85億9,045万5,000円とお願いするものでございます。

歳出の主なものについて説明させていただきます。

議案書14ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、25万8,000円の補正は、四季の森複合施設の公示の一部を急遽中止したことによります保証金としての支出、目7衆議院議員選挙最高裁国民審査費の460万4,000円は、この秋に実施予定の衆議院議

員選挙及び最高裁国民審査の選挙事務の簡素化及び効率化を図るため、システム導入経費などの予算を補正をさせていただくものでございます。

款4衛生費、目2予防費の915万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種体制確保に係る職員の報酬等、また本年6月からは福井大学病院の協力を得まして集団接種会場を増やし、早期接種を推進に必要な経費などを補正させていただくものでございます。

これらの財源といたしましては、新型コロナワクチン接種関連の国県支出金を充当させていただいているものでございます。

次に、承認第11号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額110万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を85億9,156万1,000円とお願いするものでございます。

飛びまして、議案書の25ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、補正額110万6,000円は、四季の森施設内にあります事務所、また設置されております機器等が浸水したことによりまして、それらに係る修繕、点検業務、復旧業務が必要となったことから補正をお願いするものでございます。

次に、承認第12号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額3,918万円を追加し、歳入歳出予算総額を86億3,074万1,000円とお願いするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

款7商工費、目2商工振興費3,918万円の補正は商工振興費補助金として永平寺町みんなのスタンプラリー事業第三弾の実施及び新たに事業展開をしていく町内事業者を対象とした永平寺町経営環境改善支援補助金合わせまして3,918万円を増額補正をさせていただくものでございます。

次に、承認第14号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

これにつきましては、追加議案書の4ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額39万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出補正予算額を

86億3,113万7,000円とお願いするものでございます。

追加議案書の10ページをお願いいたします。

本日より2学期が始まりましたが、デルタ株の感染力は強く、子どもたちの感染も全国において見られることから、感染予防の強化を図るため、小中学校や幼稚園、児童クラブ、また福祉施設等において体調不良が出た場合に検査するための唾液の抗体検査キットを配付するための予算として39万6,000円を計上させていただいたものでございます。

以上、承認第10号より12号及び承認第14号の補足の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより4件につきまして、1件ごとに審議を行います。

承認第10号、令和3年度永平寺町一般補正予算の専決処分の承認について、質疑ありませんか。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 説明資料の6ページがそれだと思うんですけど、新型コロナウイルス感染対策事業ということで、大学病院に協力を得て集団接種会場を増やしていくという話、ここに書いてあったんですけど、先ほどの報告では少しずつ先も見えてきたので縮小していくという方向が示されたと思うんですね。

ただ、子どもたちがやっぱり夏休み中にはほぼ完全に接種できるという方向はまだ見えていないように思うんですけど、それとの関係で言うと、集団接種会場を減らす方向との関係ではちょっと矛盾するのではないかな。もう少しここ説明をしておいたほうがいいのではないかなと私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ワクチン接種集団接種については、現状としましては9月以降の体制としては減らす方向で考えております。予約率が高くなってきた、接種が進んできた以上は、多くの方が予約するという状況にはありませんので、今後については減らしていくということでございます。

それから、子どもさん方の夏休み中の接種ということですが、12歳から15歳の方については7月19日に接種券をお送りしております。この時点で夏休み中の予約というのは埋まっておりまして、現状として子どもさん方に優先するという枠は設けることはできませんでした。

ただ、現状の枠の中で子どもさん方も多くの方が接種されていたということは

状況としてございます。それから、保育士さん、学校の先生方、こちらについては枠を使って接種を進めたという状況でございます。

ワクチン接種の状況については以上でございます。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） この予算でございますけれども、専決日は7月1日という形をさせていただきました。やはりこの7月の段階におきましては、初期の段階におきまして7月中に65歳以上の接種をほぼ完了するといったお話がございました。ただ、このコロナ接種につきましても7月、8月の段階で、やはりだんだんだんだん状況が変わってきてるのではないかと感じてございます。特に今、デルタ株といったものになってきたことによりまして、今度、お子さんへの接種が増えてきてるといったことでございます。

ただ、最終的に今この予算を7月1日専決をさせていただきましたけれども、今後、回数によって精算みたいな形も取らせていただく環境でございますので、今、全てこの予算を使い切るといったものではなく、やはり状況を見て減らしてもらうにはその分の回数を減らさせていただくといった形でさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、福井大学の協力を得ましたのは、当初、65歳以上の方の永平寺町の推定が大体75%、80%の方が受けられるのかなという、そういった推計でワクチン接種を始めましたが、多くの方が、数値も90%以上が65歳以上の方が受けられているということで、当時、もっと接種会場を増やしていかなければいけない。また、7月いっぱいまでに65歳以上の接種をという目標もありましたので、その中で福井大学医学部のほうに依頼をしまして、集団接種の時間を増やさせていただいたのがこの予算になりますので、これからお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これ、7月当時とは状況が変わってきていることを今財政課長も言われましたけど、特にこのデルタ株というのは若い人たち、子どもへの感染が町長も5.5倍、7月19日までの1週間と8月19日までの1週間ではほかの報道では6倍という感染拡大が広がっていると。各地で大人由来の学校でのクラスター、幼保でのクラスターの発生もかなり報告されているという状況で、一定、12歳以上の子どもたちへの接種も進んできてはいるけれども、やっ

ぱり急いで進めていくには、接種するところが集団接種会場ということですが、そういうところが大体一つの方向性としてはいつ頃までにめどをつけるかというのはやっぱりまだ見えてないように私は思っているんですが。最近、そういう話を常任委員会なんかやってもなかなか説明してもらえないので、その辺いかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 9月末をめどに今頑張っています。7月19日に接種券を12歳以上の方に送らせていただきまして、最初の頃は予約の枠を空けますとすぐ埋まりました。また次の枠を空けてまた埋まるというのが、今、枠を空けてもなかなか埋まるスピードがちょっとゆっくりになってきている中で、町としましては、ただ、若い人の接種に関しましてはちょっと周りの様子を見てから接種したいとか、いろいろ低いところもありましたが、今はこういう予約が空けますよという情報を事前に学校のほうにもお知らせしまして、空いたときに9月末までの予約をしていただくという、そういった今環境を整えておりますので、集団接種につきましては9月中をめどに何とかある程度めどがつかないかなと思っていますし、ただその時点でまた変わりましたら臨機応変に対応していきたいと思えますし、集団接種、個別接種の部分は引き続き医師会の皆様と話をしながら開いていこうと思っておりますので、またご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 学校のほうでは、例えば集団接種をやるときには学校の行事を控えるということで、そういう方向性は分かるんですが、ここで言うと説明の中では、集団接種の会場が一定進んできたことから縮小していこうということは今もう答弁されているように思うんですわ。そうすると、ちょっとそこに矛盾が起きてこないか。まだ早いんじゃないか、そういうことを言うのは。

だから、きちっとやっぱり接種を終えるまでは維持していくよと。だから、早くなるべく終わって、それで先が見えたときに初めて集団接種の会場を縮小していきますよということを言ったほうがいいんでないかなって思うで、聞いてると、えっ、はやからそういうことを言っているのかなって思いも私としてはあるので、そこ誤解を生まないように説明をぜひお願いしたいなと私は思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろいろな今推計をして、予約状況とかいろいろな接種率と

かを見ていますと、ある程度予約、集団接種の会場を縮小していても問題なく進められるなという推計を今しておりますが、ただ、そこは臨機応変にしっかり対応させていただきたいなと思います。

もう一つ、やっぱり集団接種が大きな課題というのが、ワクチンの予測した入ってくる量と管理、またそういった点でもいろいろありますので、9月のうちからは広報紙でもお示しさせていただきますが、今、木、土、日を開いていますが、まずは平日の木曜日から閉めていくというふうな段階的にそういった対応を取らせていただきたいなと思います。

決して閉めて打たない人が出てくるとか、そういったことは考えていませんので、そういったのは柔軟に対応していきますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なしと認めます。

採決します。

承認第10号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第11号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第11号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第12号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番(滝波登喜男君) 専決ということで議会にかけるとまがない、緊急性を含むということではありますが、この事業、具体的にいつ実施する予定なんでしょうか。ですから、そのために早く専決でやってるんやっという理由になるんで、そこを教えてください。

○議長(奥野正司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(江守直美君) 当初事業計画をしていた時点では9月中旬にはスタートしたいということで進めておりました。

実は今、緊急事態宣言が9月まで延びましたので、飲食店がどうしても時短制限がかかっております。商工会のほうと10月1日にはスタートしたいということで思っておりますが、9月中旬なのか、それとも10月1日スタートなのかということは商工会のほうで実はちょっと今検討中でございます。

8月10日に専決させていただきましたが、やはりのぼり旗、周知のチラシなど、あとチケットの印刷、発送などで1か月ちょっとはかかりますので8月10日専決ということで9月中旬からのスタートということで準備を進めてきたところ です。

もう一つのほうは、事業所さんへのコロナ禍を少しでも乗り切るための前向きにこういう新しい取組をしたいという事業所さんへの支援、それとアフターコロナを見据えたまた事業所支援ということで、そちらのほうも早急に9月初旬には一応こちらのほうでも9月明けましたらすぐスタートしたいということで今準備を進めているところでございます。

○議長(奥野正司君) 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回のコロナの関係でということ非常に難しい部分はあるんだろうと思います。いわゆるデルタ株でちょっとフェーズが変わってきた。こうやってこういうことで経済は回さなあかんというのは分からんでもないですけど、人流を促進するような動きというのもまた控えなあかんという状況もあります。それなので、我々の議会も慎重にならなあかんかったんだろうと思いますけど、果たしてこれが専決でいくかどうかというのはやっぱり十分考えなあかんところなのかなと思います。

そのために早くしなければならぬということを決して言ってるわけではありませんので、状況を見極めながら、実施の際は慎重に考えてやっていただくというのが一番重要なのかなと思いますので、またよろしくお願いします。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 専決日の話でございますけれども、やはり今この8月10日の状況と8月の今日の状況というのは大きくまた変わってきているその現状がございます。

先ほども述べましたように、この8月10日の段階におきましては、やはりここまで緊急事態宣言でデルタ株が蔓延するところまではちょっと推測ができていなかった。ただしがあって、やはり商工会関係も周知、また加盟店の募集、そうしたことで諸準備で約1か月はぜひいただきたいということで、9月補正を待ってから事業を進めるのであれば10月、11月の実施時期になってしまうので8月10日にさせていただいたという状況です。

ただ、今おっしゃったように今人流を進める時期ではないということがございます。ですので、廃止に当たりましては商工会ともよく相談をするわけでございますけれども、やはりやったことによって批判をされるのであれば何も後悔はないというふうに思っております。この点は慎重に関係機関との調整をしながら、実施時期をいつにするかといったことを進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第12号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第14号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 唾液の抗体検査キット、これトータルで200セット、学校関係、それから園関係、それから放課後児童クラブ、それから福祉施設ということで、トータルどれくらいの数の施設にどれくらいのキットが配備されるのか。これ既に配備終わってるのか、いつ配備されるのかということを確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 一応今、当初の段階では小中学校、各幼稚園、児童クラブ、合わせて28施設にまず配備すると。それと、福祉施設におきましては、いわゆる翠荘であったり、関係する機関との配備を予定してございます。

このキットを一応有効期限と申しますか、2年間という期限ということで聞いてございます。

実際にどれくらいの数を配備すべきかという話もありまして、3つないし、最大でも5つぐらいまでかなというふうに思っております。ただ、順次、やはりもし万が一増えた場合には出していく。ただ、もう一点ありますのが、国からもこのキットの配備を9月にはされるというふうには聞いてございます。ただ、国の場合には小学校4年生以上というものでございますので、お子さん方に対してはちょっと対象にならないと。ただ、今回、町がこれをしたことによりまして小さいお子さんが万が一何か症状があるときには対応できるかなというふうに思っているところです。

やはりなっていないということが一番なんですけれども、万が一そういったこと

があった場合に、即、病院に行く前に調べて、すぐ隔離と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、判断した上で次の期間につなげていくというような体制をつくるために準備させていただきましたので、どうかよろしく願います。

最終確認していますけど、もう今日から一生懸命防災安全課のほうで手配していただきまして、今日から配備をしているという状況でございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は抗原検査キットってよく分からないんですけど、これはコロナにかかった人が抗体を持っているかどうかの検査ではないかと思うんですね。いわゆるワクチン接種した人も抗体ができると、そこはどうなんですか。あんまり私その辺分かってないんですけど。

言いたいのは、本当に抗体を持っていても、要するにワクチンを接種しても新型コロナウイルスに感染することはあるわけですよ。だから、そこらをどう判断するのかな。

だから、抗原検査キットというのが意味があるのか、抗体検査キットなのか僕はよく分からなくて、そこをまた何かで説明していただくとありがたい。

それともう一つ、福井、武生では村田製作所なんかで職員や家族なんか含めると百六、七十人のクラスターが発生していて、どうしても防ぎ切れないということで100名以上になった頃に職員全員、関連する人たちもということで数千の規模でPCR検査をするということになりました。ただ、そこへ至るまでには毎日七、八百の検査をしていたという話を聞いているんですね。

つまり、コロナの陽性者が出てきたということでした。周りもたたく。モグラたたきの状況では根治することはできないですね。広範に調査するという方向に今変わったので何とか全員の中から感染者見つけ出してそこを確認しようということで福井県は乗り出したということだと思う。会社も乗り出したんでしょうけど。

そのことを考えると、学校で発生したりする、いろんな福祉施設でもいいです。発生したときに濃厚接触者だけを洗い出して検査してるんでは根治はできないと僕は思うんです。周りも含めて、全員を何らかの形で検査してする。だから、数セット置くだけではなしに、もし発生した場合にはこれでの対応ではなしに、もっと大規模な対応の仕方をやっつけていかないと駄目なんではないか。

そのためには、これ一般質問の範囲に入っていくんでちょっとややこしいんで

すけど、そのためには、今、コロナの患者が発生すると保健所と病院と患者本人との関係でしかない。自治体ではつかめないということに一応なっているんですね。

自治体は、その発生したとき、発生したかどうか知らされてないということになれば、この検査そのものとか、広範にするということをやれないということにつながるんです。

そういうことを含めて、何かいろいろ学校対応も含めて考えておかないといけない時期に来てるんじゃないですか。どうもそこが全く私は見えてないです。あとは一般質問にしますけど。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 答弁させていただきます。

基本的に学校に来るお子さん、まず家で熱を測っていただいて、熱があったり、また家族で体調の悪い方がいたときには登校を中止してもらいます。ただ、そのときには何ともなくても、学校に始まっている中でちょっと調子悪いとか、熱を測ったときに、あら、熱出ているってなったときには、これ、保健の先生とか学校の先生方の要望でもありまして、そういったときにどういうふうに対応するか。別室を用意してそこにいてもらう。また、この抗体検査をすることによって陽性の疑いがある場合はどういうふうに対応するか。こういった中で一つの対応をするための判断基準としての抗体キットという位置づけです。

熱があったり、いろいろな行動歴の中で濃厚接触者とか、そういったのになりますとそれはしっかりと病院のほうでPCR検査を今の福井県の取組ではちょっと追いかけて検査をしますので、そういったところで対応していく。これは学校のいろいろな関わる先生方の一つの判断、また行動の指針となるための抗体キットであるということをご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） このキットにつきましては、早期発見して感染拡大を防ぐということで、唾液をコップに入れまして、それを試薬に垂らしてみ、そこでのそういったPCRを受けるとか、そういった可能性があるというところを見せるキットでございます。

あくまでも、先ほど言いましたけれども、町長のほうから話ありましたけれども、体調の悪い方などはもう先に学校には来てない状況で、ただ、学校の中でちょっと体調が悪くなって、そういった方がいらっしゃいましたら、保護者の同意

を得ましてこの検査をしていくということでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 少し補足させていただきます。

このキットは、陽性か陰性かを判断するものではないんです。我々は判断できませんので、必ずこのキットで検査をした後は学校であれば保護者の方にすぐに病院に行ってくださいというようなことで、そういうふうなものでございますので、疑いがある場合に抗体がどのくらいあるか。その後はもう必ず病院に行ってくださいと。すぐに行ってくださいというふうな、そういうものでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ワクチン接種した人は抗体ができるんじゃないですか。

○議長（奥野正司君） 抗原や、それは。

○4番（金元直栄君） だから、抗体と抗原は違うんですか。

○議長（奥野正司君） 違う、違う。

○4番（金元直栄君） 抗原て何？ そういう説明を私は区別した説明聞いてないです。だから、そういう資料も本当は出してほしい。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 私も抗原と抗体の違いって、その専門的なことは分かりませんが、実は国から来るキットも抗原のものでございます。今、町が購入してるのは唾液を調べて、国から来るものは鼻から採取するというふうなものでございますので、今言ったように抗原ということをご理解をいただきたい。

だから、必ず一応検査をしても、その後必ず病院へというふうなことに繋がると思いますので。

以上です。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） 恐れ入ります。こちら、ちょっと全協のほうで説明いただいたときに少し疑問点残っていたのでお教えいただきたいんですけども、熱のある生徒さんを保健室のほうで検温して判断するというところで伺っていたんですけども、各教室で熱を測ってそのまんま隔離する部屋に連れていくということとはなさないんですか。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 基本的には家庭で検温をして、その記録を持って学校へと。

その記録がない場合は、玄関で検温すると。そこで発熱した場合はすぐ保護者の方に連絡をし、迎えにきてもらおうと。その後、熱がないと、発熱の状況ではないというふうなことで学校生活が始まりますよね。途中で発熱したという場合は保健室ではなしに、今、10校とも特別室というふうなことでそういう準備をしていますので、そこで養護教諭が対応するというふうな流れになります。よろしいでしょうか。

保健室ではないんですよ。別室、特別室というのを設けてますので。

お分かりですかね。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 丁寧なご説明ありがとうございます。玄関でも検温されて、その中で平熱のまま学校の中に入っても、子どもたちですぐぽっぽっぽっぽっ熱が出てしまうので、よくお昼頃になって急に発熱したということもあると思うんですけれども。

その発熱したねっっていうことを判断するのが保健室での検温であるという説明をいただいたんですけれども、そうではなくって、各教室で体温計で測って、熱があるねということで先生が判断して特別室へそのまま連れていくというようなことにしたほうが、保健室を経由しなくて済むのではないかなという質問なんですけれども。

これ、私が気にしているところは、例えば発熱以外の症状です。問題が起きたとき、けがをしたときとか、おなか壊したときとか、そういった子どもたちも保健室に行くわけで、分けないといけないわけですよね。その保健室の中に熱のある子を連れていかないっていうような分け方をされているのかなということを伺いたかったんです。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今おっしゃるとおりなんです。ですから、発熱の状況が確認されたら、すぐ特別室。保健室はいろんな発熱以外で具合が悪いという児童生徒がいますので、そこには発熱症状が出た子は連れていかないと。特別室のほうへというふうな流れになります。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第14号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

ただいま11時50分でございます。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第9 承認第13号 永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第9、承認第13号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました承認第13号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

マイナンバーカードの再発行について、法改正により9月1日より発行主体が地方公共団体情報システム機構になることにより、再発行に係る手数料徴収は機構から市町村に委託されることとなります。このため、条例中のマイナンバーカード発行手数料に係る規定が不要になるため、改正を行います。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 補足説明させていただきます。

議案書 37 ページをお願い申し上げます。

条例改正の趣旨は、法改正により、マイナンバーカード再発行は地方公共団体情報システム機構が行うというふうに変更されたことによるもので、再発行に係る手数料の徴収は、その機構より委託を受けて市町村が行うというふうになるため、条例中のマイナンバー再発行手数料規定が不要になったため削除し、次号以降を1号ずつ繰り上げるという改正を行ったものです。

発行の事務に関しましては、今後も市町村が窓口になり行いますので、町民から見れば実質これまでと事業の流れは変わりません。

なお、機構等の委託に係る関係でその委託の事務費につきましては、国よりマイナンバーカード事務補助金内で措置するという旨の通知が来ております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第13号、永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

ただいま11時54分でございますので、続く審議は午後からに回したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では、昼食休憩を取りまして、日程第10、議案第66号は

午後 1 時から再開させていただきます。

(午前 11 時 53 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 10 議案第 66 号 令和 2 年度永平寺町一般会計及びとかの決算認定
について

～日程第 11 議案第 67 号 令和 2 年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分
及び決算認定について

○議長（奥野正司君） 次に、日程第 10、議案第 66 号、令和 2 年度永平寺町一般
会計及び特別会計の決算認定について及び日程第 11、議案第 67 号、令和 2 年
度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての 2 件を一括議題
とします。

なお、監査委員より、審査意見書が提出されております。意見書の朗読を省略
し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第 66 号、令和 2 年度
永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてから、議案第 67 号、令和 2
年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてまでの提案理由
のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 66 号、令和 2 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について申し上げます。

地方自治法第 233 条の規定に基づき、決算書を調整し、監査委員の決算審査
を受けましたので、監査委員の意見を付し議会に提出し、決算の認定をお願いす
るものでございます。

次に、議案第 67 号、令和 2 年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決
算認定について申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、決算書を調整し、監査委員の
決算審査を受けましたので、監査委員の意見を付し議会に提出し、決算の認定を
お願いするものでございます。

あわせて、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定に基づきまして剰余金処分の
議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしく審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） ただいま上程されました議案第66号、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての補足説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第223条第3項の規定に基づきまして、議会のご認定をお願いするものでございます。

各会計とも関係法令の定めるところによりまして決算書を調整し、監査委員の決算審査を受け、監査委員の意見を付しまして、議会にご提出し、ご認定をお願いするものであります。

それでは、会計ごとにご説明させていただきます。

一般会計のほうでございますけれども、議案書93ページをお願いいたします。

令和2年度の一般会計の歳入総額は115億8,289万6,000円で、対前年度比30.4%の増、歳出総額は112億3,983万2,000円で、対前年度比30.6%の増となっております。

このような大幅増になった主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用と1月の大雪によりまして除雪費等が大幅になったことによりまして、歳入歳出とも対前年度比30%を超える大幅増の決算となりました。

このような状況下でございますが、歳入歳出の差引額は3億4,306万4,000円で、このうち、翌年度への繰越明許費繰越額が4,337万あり、この分を差し引きますと実質収支額が2億9,969万4,000円の黒字決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計でございますが、議案書96ページのほうをご参照願います。

歳入総額は17億6,361万3,000円で、前年度より853万3,000円の減、また歳出総額は16億4,905万円で、前年度より2,679万4,000円の減となりました。

歳出が減となった要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大によりまして医療機関への受診控えによりまして保険給付費が減額になったことが要因と思われまます。

なお、実質収支額は1億1,456万3,000円の黒字決算となっております。

す。

次に、令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計でございますが、次の議案書96ページのほうの下段のほうをお願いいたします。

歳入総額は2億5,376万1,000円で、前年度より1,639万4,000円の増額、歳出総額は2億5,317万6,000円で、前年度より1,607万4,000円の増額となり、実質収支額は58万5,000円の黒字決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町介護保険特別会計でございますが、議案書97ページをご参照願います。

歳入総額は20億9,696万円で、前年度より1,385万4,000円の増、歳出総額は20億8,078万1,000円で、前年度より4,730万3,000円の増、実質収支額は1,617万9,000円の黒字決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計でございますが、議案書97ページの下段のほうをご参照願います。

歳入総額は9,098万7,000円で、前年度より2,623万1,000円の増額、歳出総額も9,098万7,000円で、前年度より2,623万1,000円の増となりました。

歳入歳出とも対前年度に比べまして40%増となっておりますが、これにつきましては、令和元年度につきましては8月の開業の歳入歳出総額でございますが、令和2年度につきましては1年間を通しての歳入総額となりましたので、このような40%を超えるような結果になっております。

なお、実質収支額はゼロ円の決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町下水道事業特別会計でございますが、議案書98ページのほうをご参照願います。

歳入総額は6億357万5,000円で、前年度より2,677万8,000円の増、歳出総額は5億9,475万9,000円で、前年度より2,029万6,000円の増。

実質収支額は881万6,000の黒字決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計でございますが、議案書98ページの下段のほうをお願いいたします。

歳入総額は2億1,388万6,000円で、前年度より840万4,000

円の増、歳出総額は2億943万2,000円で、前年度より431万6,000円の増。

実質収支額は445万4,000の黒字決算となっております。

次に、令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計でございますが、議案書99ページのほうをご参照願います。

歳入総額は2,068万8,000円で、歳出総額も同じく2,068万8,000円。

実質収支額はゼロ円となっております。

続いて、令和2年度財産に関する調書についてでございますけれども、大変申し訳ないんですけども、こちらの決算書のほうをご参照願います。

決算書の175ページをご参照願います。

出資による権利の状況でございますけれども、福井県畜産協会に出資しておりました13万3,000円が家畜予防接種事業の廃止によりまして返還されました。これによりまして、福井県畜産協会のほうも退会ということになっております。

次に、福井森林組合出資金につきましてでございますけれども、出資額に対しまして1%の配当がありまして、出資金ありましたが、その配当分を出資金としてそのまま3万2,000円を積立てられまして、出資金総額としましては324万4,000円となっております。

次に、決算書178ページをご参照願います。

基金のほうでございますけれども、まず、一番上にあります財政調整基金につきましては、繰越金の2分の1以上を積み立てなければならないということで1億1,120万円が積み立てられております。また、土地開発事業基金につきましては1,285万6,000円の取崩しをいたしております。

決算書179ページをご参照願います。

すこやか子育て支援基金につきましては、幼稚園の改修工事の資金といたしまして9,841万9,000円の積立てを行っております。森林環境譲与税基金につきましても814万2,000円の積み立てが行われました。

決算書180ページをご参照願います。

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金ですけれども、約4,806万円が積立てと、また令和2年度分の利子補給としまして約290万4,000円の取崩しを行っております。

次に、特別会計のほうでございますけれども、国民健康保険基金では2,000万円の積立てを、介護給付費準備基金のほうでは約1,993万円の積立てを行いました。

さらに、一般会計の基金の運用益としましては約504万9,000円となっております。

以上で、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定につきましての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは引き続き、議案第67号、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算についてご説明申し上げます。

議案書の124ページをお願いいたします。

収益的収支の成果を表す損益計算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました水道基本料金等の減免分を一般会計による負担としたことから、前年度より営業収益は落ち込みましたが、純利益は前年度より増の1億70万7,000円となったところでございます。

次に、議案書の125ページ、126ページをお願いいたします。

財産総額を表します貸借対照表につきましては、資産の減価償却が進んだことから資産の額及び負債、資本の合計額はそれぞれ33億6,226万6,000円となったところでございます。

次に、剰余金の処分についてご説明申し上げます。

永平寺町企業会計決算書のほうご準備ください。

決算書8ページをお願いいたします。

剰余金の処分につきましては、資本的支出の補填財源として取崩しを行った積立金7,800万円を資本金に組み入れる処分と、さきにご説明いたしました純利益1億70万6,629円を建設改良積立金に積み立てる処分をお願いするものでございます。

以上、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての補足説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

まず、議案第66号、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第10、議案第66号及び日程第11、議案第67号の2件を会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第12 議案第68号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第13 議案第69号 令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第14 議案第70号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第15 議案第71号 令和3年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第16 議案第72号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第16、議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、本庁舎、永平寺支所のバリアフリー推進のため、点字ブロックや障がい者の方が利用する駐車場やスロープの整備、防災・防犯対策の一環として老朽化した空き家の解体に対する補助金、また新型コロナウイルス感染症の感染予防のための横断幕など、啓発物の制作に係る費用を計上しております。

民生費では、翠荘の火災報知器制御盤の取換えや、やすらぎの郷における地下タンクの撤去及び地上型タンクの設置工事、松岡東幼稚園の擁壁補強のためにルートパイル工法等による工事費を計上しております。

農林水産業費では、環境保全型農業への取組に対する補助件数増や、県単土地改良事業費の増額に対応するもの、また商工費では、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業者に対し、事業継続のための応援給付金を計上しております。

土木費では、本年1月の大雪を教訓として、除雪対策の強化を図るため、道路除雪機購入補助金や、今後の道路整備に向け交通量調査に要する費用、また下水道事業会計への繰出金を計上しております。

衛生費としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う町民及び町内事業者への生活支援として上水道基本料金の減免などに要する費用の負担金を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は1億1,691万2,000円となった次第でございます。これら歳出の財源となります歳入では、国県支出金、前年度繰越金等により措置をしております。

次に、議案第69号、令和3年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により医療保険料減免に伴う還付金が増えたことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第70号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算並びに

議案第71号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本町の下水道台帳を五領川公共下水道組合の台帳更新に合わせて整備することとしたため、それぞれの会計において予定していた台帳整備委託料を減額補正するものであります。

次に、議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う町民及び町内事業者への生活支援策として、上水道基本料金及びメーター貸付料金を3か月減免するものです。

以上、議案第68号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第72号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第17、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月末をもって任期満了になるため、永平寺町栃原第18号12番地、山下正明氏を立候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

山下氏は、長きにわたり教員としてご活躍され、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、これまでの知識を生かし、積極的に活動を行っていただけの方です。

なお、略歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、山下正明君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、山下正明君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時26分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第18 諮問第4号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第18、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月末をもって任期満了になるため、永平寺町栗住波第25号31番地、南部聡美氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

南部氏は、長きにわたり保育士としてご活躍され、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、これまでの知識を生かし、積

極的な活動を行っていただける方です。

なお、略歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、南部聡美君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、南部聡美君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時30分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第19 請願第1号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第19、請願第1号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書の件を議題とします。

お諮りします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める請願書の件を請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第20、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

お諮りします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 議員派遣の件～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しま

した。

暫時休憩します。

(午後 1時35分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日8月31日から9月5日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、明日8月31日から9月5日までを休会とします。

9月6日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく
お願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時37分 散会)